



水戸市体育施設許可申請手続きの案内



はじめに

水戸市の体育施設において、物品の販売、募金、映画等の撮影、広告の表示、工作物の設置等を行う場合は許可が必要です。体育施設でこれらの行為をしようとする際は、この「許可申請手続きの案内」を参考にして手続きを行ってください。

《目次》

1. 体育施設一覧
2. 物品を販売する場合
3. 募金を行う場合
4. 業として映画を撮影する場合
5. イベントのために都市公園を占用する場合（有料公園施設内を除く）
6. 有料公園施設内に広告を表示する場合
7. 都市公園に公園施設を設け、又は管理する場合
8. 電柱、電線、公衆電話所などの工作物を設置する場合
9. 料金表

水戸市市民協働部体育施設整備課

令和6年8月改訂

1. 体育施設一覧

体育施設によって、許可の根拠となる法令が異なりますので、ご確認の上、許可申請手続きを行ってください。

番号	公園名	住所	根拠となる法律
①	青柳公園	水府町 864-6	都市公園法
②	東町運動公園	緑町 2-3-10	都市公園法
③	総合運動公園	見川町 2256	都市公園法
④	大塚池公園（野球場のみ）	大塚町 1827-1	都市公園法
⑤	千波公園（テニスコートのみ）	2509-1	都市公園法
⑥	内原ヘルスパーク	内原町 1384-2	地方自治法
⑦	大串貝塚ふれあい公園	塩崎町 1064-1	地方自治法
⑧	小吹運動公園	小吹町 820-2	地方自治法
⑨	市立競技場	小吹町 2058-1	地方自治法
⑩	市立サッカー・ラグビー場	河和田町 3438-1	地方自治法
⑪	常澄運動場	大場町 468-1	地方自治法
⑫	常澄健康管理トレーニングセンター	塩崎町 1200-1	地方自治法
⑬	石川市民運動場	堀町 2311-1	地方自治法
⑭	内原市民運動場	内原町 1398-1	地方自治法
⑮	上大野市民運動場	吉沼町 640-1	地方自治法
⑯	上中妻市民運動場	大塚町 1185-3	地方自治法
⑰	河和田市民運動場	河和田町 3438-3	地方自治法
⑱	鯉淵市民運動場	鯉淵町 4632-1	地方自治法
⑲	城東市民運動場	若宮町地内	地方自治法
⑳	田野市民運動場	田野町 1307	地方自治法
㉑	ちとせ市民運動場	ちとせ 2 丁目地内	地方自治法
㉒	東野市民運動場	東野町 318-1	地方自治法
㉓	中妻市民運動場	牛伏町 114-2	地方自治法
㉔	元石川市民運動場	元石川町 1687	地方自治法
㉕	元吉田市民運動場	元吉田町 1973-27	地方自治法
㉖	柳河市民運動場	中河内町地内	地方自治法
㉗	若宮市民運動場	若宮町 1103 地内	地方自治法

①～⑤都市公園 ⑥～㉗都市公園以外の運動施設

2. 物品を販売する場合

①都市公園内（申請先：水戸市市民協働部体育施設整備課）

都市公園行為許可申請が必要となります。（都市公園条例第10条第1項に基づく許可，若しくは条例第7条第1項第3号に基づく許可を受けた範囲を除く）

また，物品の販売に伴いテント又はキッチンカー等使用する場合は，都市公園占用許可申請も併せて必要となります。

提出書類

- (1) 都市公園行為許可申請書
- (2) 位置図（物品の販売を行う箇所を示してください。）
- (3) 販売リスト【任意様式】
- (4) 食品営業許可書の写し若しくは，食品取扱（出店）届の写し
（イベントで飲食物を取り扱う場合は保健所へ事前の手続きが必要となります。）
水戸保健所 電話：029-241-0100
~~~~~テント等を設置する場合~~~~~
- (5) 都市公園占用許可申請書
- (6) 仮設工作物の構造図（カタログなど寸法が分かるもの）

※申請書は，行為日の7日前までに提出してください。

※販売を行う者それぞれに使用料が発生します。大規模なイベントで出店業者が多数存在する場合は，原則，イベント主催者が出店業者を取りまとめて申請してください。その際，各出店業者名が分かるように販売リストを作成してください。

※販売を行う場所については，許可申請書提出前に公益財団法人水戸市スポーツ振興協会と調整を行ってください。

※容易に動かすことのできる簡易なテントやテーブルについては，占用の許可は必要ありません（タープテントなど）。判断が難しい場合は，事前にお問い合わせください。

### ②都市公園以外の運動施設（申請先：公益財団法人水戸市スポーツ振興協会）

都市公園以外の施設で物品の販売を行いたい場合は，公益財団法人水戸市スポーツ振興協会への利用許可申請時に申し出てください。

### 3. 募金を行う場合

#### ①都市公園内（申請先：水戸市市民協働部体育施設整備課）

都市公園行為許可申請が必要となります。（都市公園条例第10条第1項に基づく許可，若しくは条例第7条第1項第3号に基づく許可を受けた範囲を除く）

また，募金に伴いテント等を設置する方は，都市公園占用許可申請も必要となります。

#### 提出書類

- |                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)都市公園行為許可申請書<br>(2)位置図（募金を行う箇所を示してください。）<br>(3)募金内容の説明書【任意様式】<br>~~~~~テント等を設置する場合~~~~~<br>(4)都市公園占用許可申請書<br>(5)仮設工作物の構造図（カタログなど寸法が分かるもの） |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※申請書は，行為日の7日前までに提出してください。

※募金を行う箇所については，許可申請書提出前に公益財団法人水戸市スポーツ振興協会と調整を行ってください。

※容易に動かすことのできる簡易なテントやテーブルについては，占用の許可は必要ありません（タープテントなど）。判断が難しい場合は，事前にお問い合わせください。

#### ②都市公園以外の運動施設（申請先：公益財団法人水戸市スポーツ振興協会）

都市公園以外の施設で募金を行いたい場合は，公益財団法人水戸市スポーツ振興協会への利用許可申請時に申し出てください。

## 4. 業として映画を撮影する場合

映画・ドラマの撮影等行う場合は事前にみとの魅力発信課へご相談ください。

みとの魅力発信課 電話：029-232-9107

### ①都市公園内（申請先：水戸市市民協働部体育施設整備課）

都市公園行為許可申請が必要となります。（都市公園条例第10条第1項に基づく許可，若しくは条例第7条第1項第3号に基づく許可を受けた範囲を除く）

※大会やイベント等の映像を商業目的に使用する場合や収益化されている SNS 等の媒体で配信等する場合は，業として映画を撮影することになるので申請が必要です。判断が難しい場合は，事前にお問い合わせください。

#### 提出書類

- |                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 都市公園行為許可申請書<br>(2) 撮影計画書（カメラマンの人数，どこでどのような内容を撮影するのかが分かるように記載願います。【任意様式】） |
|------------------------------------------------------------------------------|

※申請書は，行為日の7日前までにご提出願います。

※内容によっては，許可を要しないものもあるため，事前にご相談ください。

- （例）テレビ放送会社等がニュースや報道特集として撮影する場合  
新聞社（記者）がニュース記事や特集記事のために写真を撮影する場合  
など

※撮影計画については，許可申請書提出前に公益財団法人水戸市スポーツ振興協会と調整を行ってください。

### ②都市公園以外の運動施設（届出先：水戸市市民協働部体育施設整備課）

撮影に関する届出が必要となります。

#### 提出書類

- |                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 撮影に関する届出書【任意様式】<br>(2) 撮影計画書（カメラマンの人数，どこでどのような内容を撮影するのかが分かるように記載願います。【任意様式】） |
|----------------------------------------------------------------------------------|

## 5. イベントのために都市公園を占有する場合

都市公園行為許可申請が必要となります。(都市公園条例第10条第1項に基づく許可範囲を除く)

また、イベントに伴いテントやステージを設置する場合は、都市公園占有許可申請も必要となります。

(申請先：水戸市市民協働部体育施設整備課)

提出書類

- |                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)都市公園行為許可申請書<br>(2)位置図（占有範囲を示してください。）<br>~~~~~テント等を設置する場合~~~~~<br>(3)都市公園占有許可申請書<br>(4)仮設工作物の構造図（カタログなど寸法が分かるもの） |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※申請書は、行為日の7日前までにご提出願います。

※占有範囲については、許可申請書提出前に公益財団法人水戸市スポーツ振興協会と調整を行ってください。

※容易に動かすことのできる簡易なテントやテーブルについては、占有の許可は必要ありません（タープテントなど）。判断が難しい場合は、事前にお問い合わせください。

## 6. 有料公園施設内に広告を表示する場合

有料公園施設（体育施設）広告表示事前協議及び都市公園行為許可申請が必要となります。ただし、広告を募集している施設に限ります。

（申請先：水戸市市民協働部体育施設整備課）

提出書類

- |                                                             |
|-------------------------------------------------------------|
| (1) 都市公園行為許可申請書<br>(2) 有料公園施設（体育施設）広告表示事前協議書<br>(3) 広告デザイン図 |
|-------------------------------------------------------------|

※許可申請前に施設の広告募集要項をご確認ください。

※広告の審査や広告表示施工日の調整に期間を要するため、申請書の提出はお早目をお願いいたします。

※提供できる広告スペースには限りがありますので、事前にお問い合わせください。

## 7. 都市公園に公園施設を設け、又は管理する場合

都市公園施設設置・管理許可申請が必要となります。以下のいずれかに該当する場合のみ、許可をすることができます。

- ①水戸市が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの
- ②水戸市以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

(申請先：水戸市市民協働部体育施設整備課)

提出書類

- (1)都市公園施設設置・管理許可申請書
- (2)設置する都市公園施設の設計書・仕様書・図面等

※標準処理期間は 21 日間となっておりますが、内容によっては調整に時間を要する場合があります。

※管理の方法について、詳細が分かるように資料をご準備ください。

※内容によっては、説明書類を要求することがあります。審査に必要な書類となりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

※設置できる都市公園施設は、都市公園法第 2 条第 2 項に該当する公園施設に限ります。  
公園施設…都市公園の効用を全うするために設けられる施設。

園路、広場、花壇、噴水、ベンチ、ぶらんこ、滑り台、野球場、陸上競技場、動物園、植物園、飲食店、売店、駐車場、門、柵、管理事務所など

## 8. 電柱，電線，公衆電話所などの工作物を設置する場合

都市公園の場合は都市公園占用許可申請，都市公園以外の施設の場合は，行政財産使用許可申請が必要となります。

### ①都市公園内（申請先：水戸市市民協働部体育施設整備課）

提出書類

- |                                                         |
|---------------------------------------------------------|
| (1)都市公園占用許可申請書<br>(2) 占用物の設計書・仕様書<br>(3)位置図（占用箇所を示した図面） |
|---------------------------------------------------------|

※標準処理期間は 14 日間となっておりますが，内容によっては調整に時間を要する場合があります。

### ②都市公園以外の施設の場合（申請先：水戸市市民協働部体育施設整備課）

提出書類

- |                                                         |
|---------------------------------------------------------|
| (1)行政財産使用許可申請書<br>(2) 占用物の設計書・仕様書<br>(3)位置図（占用箇所を示した図面） |
|---------------------------------------------------------|

※標準処理期間は 15 日間となっておりますが，内容によっては調整に時間を要する場合があります。

## 9. 料金表

### ① 公園施設を設け、又は管理して都市公園を使用する場合

(都市公園施設設置・管理許可)

| 区分          |               | 単位       | 期間  | 使用料  |
|-------------|---------------|----------|-----|------|
| 土地を使用する場合   | (1) 区域を指定したとき | 1 平方メートル | 1 月 | 5 円  |
|             | (2) 売店        | 1 平方メートル | 1 月 | 60 円 |
|             | (3) 仮設の公園施設   | 1 平方メートル | 1 日 | 40 円 |
| 公園施設を使用する場合 |               | 1 平方メートル | 1 月 | 60 円 |

### ② 都市公園を占用する場合 (都市公園占用許可)

| 占用物件                                       |                             | 単位       | 期間  | 占用料   |
|--------------------------------------------|-----------------------------|----------|-----|-------|
| 電柱類                                        | 電柱                          | 1 本      | 1 年 | 870 円 |
|                                            | 共架電柱                        | 1 本      | 1 年 | 610 円 |
|                                            | 電話柱                         | 1 本      | 1 年 | 320 円 |
|                                            | 共架電話柱                       | 1 本      | 1 年 | 220 円 |
|                                            | その他の柱類                      | 1 本      | 1 年 | 910 円 |
| 鉄塔類                                        |                             | 1 平方メートル | 1 年 | 640 円 |
| 地下埋設物                                      | 外径が0.15メートル未満               | 1 メートル   | 1 年 | 99 円  |
|                                            | 外径が0.15メートル以上<br>0.30メートル未満 | 1 メートル   | 1 年 | 200 円 |
|                                            | 外径が0.30メートル以上               | 1 メートル   | 1 年 | 490 円 |
| 電線類                                        |                             | 1 メートル   | 1 年 | 64 円  |
| 標識類                                        |                             | 1 本      | 1 年 | 790 円 |
| 通路鉄道、軌道、公共駐車場等で地下に設けられるもの                  |                             | 1 平方メートル | 1 年 | 990 円 |
| 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所                        |                             | 1 基      | 1 年 | 990 円 |
| 競技会、集会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物   |                             | 1 平方メートル | 1 日 | 40 円  |
| 工事中板囲い、足場、詰所その他の工事中施設又は土石、竹木、瓦その他の工事中材料の置場 |                             | 1 平方メートル | 1 日 | 30 円  |

③ 都市公園条例第7条第1項各号に掲げる行為をする場合（都市公園行為許可）

| 行為                                         | 単位       | 期間  | 使用料     |
|--------------------------------------------|----------|-----|---------|
| 物品の販売，募金その他これらに類する行為をすること                  | 1 月未満の場合 | 1 日 | 500円    |
|                                            | 1 月以上の場合 | 1 日 | 200円    |
| 業として映画を撮影すること。                             |          | 1 日 | 5,000 円 |
| 競技会，集会，展示会，博覧会，その他これらに類する催しのために都市公園を占有すること | 1 平方メートル | 1 日 | 40円     |
| 興行を行うこと                                    |          | 1 日 | 5,000円  |
| 有料公園施設内に広告を表示すること                          | 1 平方メートル | 1 月 | 3,000円  |

④ 都市公園施設以外を占有する場合（行政財産使用許可）

| 占有物件                                        |                    |                             | 単位       | 期間  | 占用料金   |
|---------------------------------------------|--------------------|-----------------------------|----------|-----|--------|
| 電柱                                          |                    |                             | 1 本      | 1 年 | 870円   |
| 共架電柱                                        |                    |                             | 1 本      | 1 年 | 610円   |
| 電話柱                                         |                    |                             | 1 本      | 1 年 | 320円   |
| 共架電話柱                                       |                    |                             | 1 本      | 1 年 | 220円   |
| その他の柱類                                      |                    |                             | 1 本      | 1 年 | 910円   |
| 変圧塔類，公衆電話所                                  |                    |                             | 1 基      | 1 年 | 990円   |
| 広告塔                                         |                    |                             | 1 平方メートル | 1 年 | 3,360円 |
| 送電塔                                         |                    |                             | 1 平方メートル | 1 年 | 640円   |
| その他上記の物件に<br>類するもの                          |                    | 線類等（長さ基準）                   | 1 メートル   | 1 年 | 64円    |
|                                             |                    | バス待合所等（面積基準）                | 1 平方メートル | 1 年 | 990円   |
| 水管，下<br>水道管，<br>ガス管そ<br>の他これ<br>らに類す<br>る物件 | 公共事業<br>のための<br>占用 | 外径が0.15メートル未満               | 1 メートル   | 1 年 | 64円    |
|                                             |                    | 外径が0.15メートル以上<br>0.30メートル未満 | 1 メートル   | 1 年 | 130円   |
|                                             |                    | 外径が0.30メートル以上               | 1 メートル   | 1 年 | 320円   |
|                                             | その他の<br>もの         | 外径が0.15メートル未満               | 1 メートル   | 1 年 | 99円    |
|                                             |                    | 外径が0.15メートル以上<br>0.30メートル未満 | 1 メートル   | 1 年 | 200円   |
|                                             |                    | 外径が0.30メートル以上               | 1 メートル   | 1 年 | 490円   |
|                                             |                    |                             |          |     |        |

|                   |      |          |     |                 |
|-------------------|------|----------|-----|-----------------|
| 通路，上空又は地下に設ける通路   |      | 1 平方メートル | 1 年 | 1,680円          |
| 地下施設類，その他         |      | 1 平方メートル | 1 年 | 990円            |
| 一時的に設けるもの（露店類）    |      | 1 平方メートル | 1 年 | 3,080円          |
| その他（商店置場類）        |      | 1 平方メートル | 1 年 | 3,080円          |
| 看板                |      | 1 平方メートル | 1 年 | 1,900円          |
| 突出看板              |      | 1 平方メートル | 1 年 | 1,330円          |
| 電柱                | 添架広告 | 1 平方メートル | 1 年 | 1,330円          |
| 電話柱               | 巻付広告 | 1 平方メートル | 1 年 | 665円            |
| 標識類               |      | 1 本      | 1 年 | 790円            |
| アーチ               |      | 1 基      | 1 年 | 33,600円         |
| 工事用材料（足場，仮囲等）     |      | 1 平方メートル | 1 年 | 3,920円          |
| 上記以外で土地，建物を占用する場合 |      | 1 平方メートル | 1 年 | 不動産評価審査会で決定した価格 |

お問い合わせ先

〒310-8610

水戸市中央 1-4-1

水戸市役所 3 階

水戸市市民協働部体育施設整備課施設係

電話：029-224-1111（代表）内線：2134

：029-306-6760（直通）

H P：https://www.city.mito.lg.jp/001373/sports/taiikusisetsu